

＜科目免除の取扱いについて＞

1 生活援助従事者研修課程

＜保有する資格等により免除できる科目及び一部免除又は内容を軽くして実施することができる各研修について＞

(1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

ア 対象者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

イ 免除できる科目

1. 職務の理解（2時間）

(2) 平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる研修（以下「居宅介護従業者養成研修」という。）の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 免除できる科目

6. 老化と認知症の理解（9時間）を除く全科目

イ 一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目

6. 老化と認知症の理解（9時間→3時間）

(3) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）基礎講座及び入門講座を修了している者

ア 免除できる科目

3. 介護の基本（4時間）

6. 老化と認知症の理解（9時間）

7. 障害の理解（3時間）

(4) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第03301010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者

ア 一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目

6. 老化と認知症の理解（9時間→6時間）

(5) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険施行規則第22

条の23に規定するものをいう。以下同じ。)を修了している者

ア 免除できる科目

1. 職務の理解

イ 一部免除又は内容を軽くして実施することができる科目

2. 介護における尊厳の保持・自立支援	(6時間→3時間)
---------------------	-----------

8. こころとからだのしくみと生活支援技術	(24時間→17時間)
-----------------------	-------------

＜愛知県生活援助従事者研修の修了者とみなす場合＞

以下の者は、愛知県生活援助従事者研修の修了者とみなす。

- (1) 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
- (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者。ただし、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましい。
- (3) 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (4) 平成25年3月31日までに居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- (5) 介護職員初任者研修を修了した者
- (6) 実務者研修を修了した者